

令和2年7月6日

於 大阪府労働委員会

スバルが丘学園事件  
【令和元年(不)第15号】  
第1回審問速記録

速記 (株)会議録研究所 肥前愛美



証人氏名 原潤之輔

住所 神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地神戸第一高等学校内

職業 神戸第一高等学校

役職 校長

被申立人側 安部代理人

被申立人代理人安部からお聞きします。ちょっとマスクをしてるので聞きにくいかもしれませんが、そのときは聞こえなかったということをおっしゃってください。

まず乙30号証を示します。

(乙第30号証を示す)

乙30号証というのは陳述書ですね。あなたのこと証人というふうにお呼びしますので、あなたのことだというふうにして答えてください。この陳述書は、証人からお話を伺って、私のほうでその内容をまとめたものについて内容を確認いただいた上で、内容間違いのないということでサインをいただいたもので間違いはないですか。

はい、ございません。

間違いはないですか。

はい、間違いございません。

この書いてある内容に間違っているところはありませんか。

はい。

じゃ、これ前提にしてお聞きしますので、前向いてお答えください。証人の学校法人スバルが丘学園における地位あるいは役職を教えてください。

・ 現在、校長をしております。

神戸第一高等学校、これから学校あるいは神戸第一高校というふうに呼びますけれども、証人の神戸第一高校における、いつから勤務されてますか。

2019年の4月1日から勤務をしております。

神戸第一高等で勤務する以前の職歴を簡単に教えてもらえますか。

県立高等学校で校長をした後、神戸市内の私学のほうに勤務しておりました。

神戸の私立学校での役職はどのような役職でした。

副校長です。

そしたら本件の中身について伺いますけれども、まずスバルが丘学園の法人の職員の勤務

時間は何時から何時までですか。

午前8時30分から午後の17時15分です。

午後5時15分ですね。

はい。

本件において大阪教育合同労働組合は、午後1時あるいは午後5時から団体交渉を開始したいということで申入れをされていると思いますけども、この時間内に団体交渉を行うことはできますか。

皆、教育活動に携わっておりますので、無理かと思えます。

教職員の方は通常の勤務時間はどのような仕事をされているんですか。

授業を行うのが主でございますが、あとは補習でありますとか部活動でありますとか、もろもろの生徒に関する業務を行っております。

教育職員じゃない職員の方はどのような仕事をされているんですか。

主に事務関係の仕事をしております。

事務関係の仕事も通常の勤務時間内にしているということ……

そうです。

質問が終わってからゆっくり教えてくださいね。それからこの団体交渉ですけども、後で話をしますが西キャンパスに勤務される職員の方も団体交渉に参加される予定ですか。

はい。

西キャンパスに勤務されている職員の方がこの例えば午後5時から団体交渉に出席するということはできますか。

無理だと思えます。

場所的にも難しいということですか。

はい。

次に、団体交渉の場所のことについて伺います。まず本件の組合は、学校の本校のキャンパス内で団体交渉を行うことを求めています。まず、その前提で伺うんですけども、学校法人スバルが丘学園には法人のための会議室、すなわち教育授業のために使う目的以外の会議室というのはありますか。

あります。

あります。

はい。

学校のため、教育以外の……。撤回します。もう一度お聞きしますけども、教育目的の施設以外に法人のためだけに用いる会議室というのはありますか。

ございません。

ないですね。

はい。

教育施設、教育目的の会議室というのはありますか。

あります。

そうすると、学校で法人のための会議を行う場所というのはないということによろしいですか。

はい。

それでは、法人の会議を行うのはどういった場所でされるのでしょうか。

僅かの人数ですので、小さい部屋で行うことがあります。

ちょっと具体的にお聞きしますと、例えば理事会というのはどこでされるんですか。

応接室で行うことがあります。

学校の応接室ですね。

はい。

その学校の応接室というのは何人ぐらい入ることができますか。

5名ほどになります。

あと学校の組織では評議員会というのもありますね。

はい。

評議員会はどこで行うんですか。

学習室で行うことがあります。

学習室というのは何人ぐらいが定員ですか。

10名前後だと思います。

評議員会の場合はもう少し人数が増えるんですかね。

そうです。

その場合はかなり密集した状態で行うんですかね。

かなり密集すると思います。

この評議員会を行う学習室ですけども、この学習室の周りにはどのような部屋がありますか。

まず向かいにカウンセリングルームがあります。また、隣は勉強している勉強部屋ですね——もあります。

カウンセリングルームというのはどんな目的の部屋ですか。

生徒の悩み事とかそういう問題を抱えた生徒に対してカウンセラーが面接を行うというように使用しております。

今のカウンセリングルームとか、今勉強するための部屋というものは日常的に使われているんですか。

日常的に使っております。

今、評議員会が行われている学習室ですけども、ここで仮に団体交渉を行った場合には、その内容というのは外に聞こえることはありますか。

あります。

防音はできていますか。

できておりません。

部屋で話をした内容というのは、廊下とか隣の部屋とかに聞こえてしまうような状況ということでしょうか。

聞こえることがあります。

今、状況をお聞きしましたけども、最近のコロナの影響で会議室の使用方法について学校として何か変えていることがありますか。

職員会議は行わないで、できるだけ密にならないようにということで、先生方に報告をするような形を取っております。

それは会議をするために人数がたくさん一つの部屋に集まることも防止しているということですか。

そうです。

それから本件の事件では、仮に団体交渉を学校の中で行った場合、そのことというのは今のお話で生徒さんが知ってしまう可能性があるわけですね。

はい。

それはよくないことだと考えておられますか。

中には動揺する生徒がいるというふうに思います。

生徒が団体交渉のことを知ると動揺するというのはどういうことですか。

非常に発達段階の幼い子供たちが多くおりますので、そのような不安は与えたくない

というふうに思います。

団体交渉しているということが生徒に対して不安を与える可能性があるとお考えなんですかね。

はい。

ちょっとまた話は変わりますが、学校の夜間の警備というのはどのようにされていますか。

6時30分から7時ぐらいで警備員の方にお任せをして行っております。

警備員の方は具体的にはどのような警備をされるんですか。

まず戸締まりと施錠、それと安全確認を行っております。

それは学校内の各部屋、各会議室全てを行うということですか。

そうです。

仮にその時間より後の時間まで学校で団体交渉を行うということになれば、警備員による安全確認というのはできますか。

無理だと思います。

それより後に警備員の方に施錠や見回りをしてもらおうということにはできないんですか。

はい。

少しちょっとまた話は変わりますが、ほかの職員の方との関係で伺いたいんですが、今法人には何名の職員がいらっしゃいますか。

およそ90名おります。

90名ぐらいの職員の中には、本件の大阪教育合同労働組合に入っていないと思われる方もいらっしゃいますね。

はい、おります。

仮に学校の中で団体交渉を行った場合、ほかの職員の方に団体交渉を行った事実やその内容が知れ渡ることがあり得ますか。

あり得ます。

それはどうしてですか。

非常に狭い場所でございます、伝わるというふうに思っております。

やはりそれも場所があまりないということ……

そうです。

防音も十分じゃないんですかね。

そうです。

ちょっとまた話変わりますが、学校のキャンパスについて伺いますが、まず学校のキャンパスというのはどこにありますか。

J Rの新神戸駅から北へおよそ10分ぐらい歩いたところにあります。  
それは本校というキャンパスですね。

本校です。

ほかにキャンパスはありますか。

西区に西キャンパスというのをっております。

西キャンパスというのは交通方法はどのようなものになりますか。

J R三ノ宮駅からJ Rの明石駅で降りて、その後、神姫バスで平野神社前で行くことができます。

大体それが公共交通機関を使った場合の通常のルートになりますか。

はい。

先ほど西キャンパスに勤務されている職員の方も団体交渉に出席される予定だというふうに伺いましたが、西キャンパスに勤務されてる職員の方が団体交渉のために学校あるいは三宮に戻ってくるとなると、どれぐらい時間がかかりますか。

平野神社前からJ Rの明石駅まで神姫バスでおおよそ30分ぐらい。その後、J Rの明石駅からJ Rの三ノ宮駅まで15分、おおよそ15分で着きます。

そうすると、西キャンパスに勤められている職員のことを考えると、本校の中で行うよりも三ノ宮駅のほうが団体交渉の場所としてはいいということですか。

はい、好ましいというふうに思います。

この団体交渉の件ですが、本校がもともと提案していたのは神戸勤労会館という場所ですね。

はい。

これはどこにありますか。

J Rの三ノ宮駅からおおよそ徒歩で5分ぐらいのところにあります。

本校からはどれぐらいの距離ですか。

車でおおよそ10分ぐらいで到着します。

公共交通機関を使うとどうですか。

地下鉄に乗りましたらおおよそ5分ぐらいで地下鉄の三宮駅に到着します。地下鉄の

三宮駅とJRの三ノ宮駅はほぼ同じ場所にありますので、先ほど申しあげましたJRの三ノ宮とほぼ同じというふうに考えてもよからうと思います。

仮に神戸勤労会館での開催に応じてもらえないということであれば、ほかの場所で団体交渉を行うことは考えられますか。

新神戸駅、JRの新神戸駅の近くに神戸芸術センターがございます。その会議室を使うことが可能であるというふうに思います。

今お話しされた神戸芸術センターというところですけども、これは学校からでしたらどれぐらいの時間かかりますか。

おおよそ10分ぐらい、車ですともっと速く行けると思います。

おおよそ10分というのは歩いて10分ぐらいですかね。

はい。

ほかの場所での開催であればどうでしょうか。

お話に応じたいというふうに思います。

もし仮に組合側から神戸勤労会館あるいは神戸芸術センター以外の場所の提案があれば、それは検討するという事によろしいですか。

そうでございます。

ちょっとまた話変わりますけども、出席者のことについて伺いたいんですが、この団体交渉について、法人からは組合に対して出席者の事前通知を相互に行うことを提案していますね。

はい。

その意図はどのようなものですか。

できるだけ円滑に会議が進められるんじゃないかというように判断をいたしました。

相互に事前に名前を通知することによって出席者を限定したいとか、あるいは誰が出席するかについて法人として意見を言いたいと、そういう気持ちはありましたか。

いえ、ございません。

もし何らかの突然の事態が発生して、事前に通知していた方以外の方が団体交渉に出席するという事になれば、その方の出席を拒むことになりますか。

いえ、拒むことはいたしません。

今のお話とは別の観点になりますけども、仮に学校の施設内で団体交渉を行うことになっ



た場合には、出席者の事前通知というのは違う意味がありませんか。

学校は外からお見えになられた方々には名前を記入していただくということを常にやっておりますので、それを求めることとなります。

外から来られた方に名前を書いてもらうというのはどのような意図に基づくものですか。

生徒への安全配慮ということが主なことになると思います。

最後の質問ですけれども、法人あるいは今日学校を代表する立場、校長という立場でお越し  
いただいておりますけれども、大阪教育合同労働組合との団体交渉を拒みたいという気持ちはあ  
りますか。

できるだけ早く話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

以 上

証人氏名 岸本二郎

住所 神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地神戸第一高等学校内

職業 神戸第一高等学校

役職 教頭

被申立人側 安部代理人

被申立人代理人の安部からお聞きします。乙31号証を示します。

(乙第31号証を示す)

これからあなたのことを証人というふうにお呼びしますが、この乙31号証は証人からお話を伺って、その内容を私のほうでまとめて、内容に間違いがないということを確認いただいた上であなたに署名していただいたということによろしいですか。

はい、間違いありません。

内容に間違いはないですか。

ありません。

じゃ、これ前提にお話を伺います。まず証人の学校法人スバルが丘学園における地位あるいは役職を教えてください。

学校法人スバルが丘学園神戸第一高等学校教頭をしております。

神戸第一高等学校をこれから学校あるいは神戸第一高校といいますけども、この学校にはいつから勤務されていますか。

昭和61年4月1日、今の学校の前身であります学校法人塩原学園、塩原女子高等学校に教員として採用されまして、平成12年、校名変更、男女共学に伴いまして、それ以降も引き続き勤務しております。

今、教頭ということですけども、教頭に就任したのはいつですか。

平成29年4月1日です。

証人は過去に学校法人スバルが丘学園、これから法人ということになりますけども、法人の団体交渉に関わったことはありますか。

あります。

それはいつのことですか。

平成10年以前のことだと思います。

それはどの組合のことでしょうか。

塩原学園塩原女子高等学校教職員組合のときのことです。

塩原女子高等学校教職員組合。

はい。

漢字で塩の原でよろしいですね。

そうですね、はい。

の女子高等学校の教職員組合。これは今どうなってますか。

今もあります。

今は何という名前になっていますか。

今は学校法人スバルが丘学園神戸第一高等学校教職員組合。第一組合という形では  
言っております。

第一組合と取りあえずこの裁判では言うようにしますけども、第一組合になっていると。

はい。

この昔の塩原女子高等学校教職員組合と法人の間の団体交渉にあなたほどのような立場で  
関わっておられましたか。

組合の執行役員として出席したことがあります。

法人側ではなくて組合側ですね。

そうです、はい。

この第一組合と呼びますけども、第一組合は法人の就業時間内に団体交渉を行ったことは  
ありましたか。

ありません。組合もそこは明確にしっかりけじめをつけておりましたので、そこだ  
けはしっかり守ってやっておりました。

第一組合の団体交渉はどこでされていたんでしょうか。

会議室です。

学校の中の会議室。

そうです。

今もその会議室はありますか。

あります。

それは具体的にはどこにある会議室でしょうか。

職員室の奥にあるところです。

まず「はい」か「いいえ」で答えていただきたいんですけども、この今同じ会議室で本件

の大阪教育合同労働組合と団体交渉を行うことはできますか。

構造上はできないこともないですけども、今のこの状況、それと現実的な面を考えた  
りとかすれば、ちょっと無理かなと思います。

ちょっとその無理だという内容について伺いますけども、まず平成10年以前と現在とでは、法人側の経営体制に変更はありましたか。

ありました。

どのような変更があったんでしょうか。

平成10年を境にして当法人は大きく変わりました。それまで塩原一族という塩原学園がずっと経営をしておったんですが、平成10年に塩原学園が持っております幼稚園、専門学校、高等学校のうち、高校と、それ以外の幼稚園、専門学校が分離独立しまして、高校のみが学校法人塩原女子高等学校というふうになりました。理事長も全く関係のない別の者がやっております。また、平成12年には校名変更、男女共学に伴いまして学校法人スバルが丘学園神戸第一高等学校という全く新しい経営方針でやるようになってるといところで大きく変わったと思います。

法人としては同じですけども、塩原学園時代の経営者の方というのはもう全く残ってないという……

残ってません。

ごめんなさい、質問終わってから答えてください。旧塩原学園時代の経営陣の方というのは今学校に残っている方はいますか。

いません。

全員替わられたということよろしいですか。

はい。

今、学校の変化の話も伺いましたけども、平成10年以前、塩原学園時代ですけども、この頃は科目はどのような科目を教えていましたか。

私が。

学校自体ですけども。学校の特色というのはどのような科目だったんでしょうか。

平成10年以前は家庭科、それと商業科が中心で、職業教育に力を入れるということで、女子校だったこともあり、就職する生徒がほとんどでした。放課後、補習等も行われることも少なかったですし、部活動についても、本校の体育施設が非常に不十分ということもあり、放課後残って活動する生徒も非常に少なかったように思

います。

今ですけれども、まず科目は。教えている科目というんですか。

カリキュラムも大きく変わりました。

具体的にはどんなふう変わっていますか。

コースですね。コースも非常に、家庭科も四つのコースに分けたりとか、生徒の特性、適性、本校のそういう特徴を出すという意味で、家庭科の中でも調理師コース、それからパティシエ・ブーランジェといます。これ製菓とかお菓子、パン、ケーキのコース。パティシエ・ブーランジェコース。それから保育・福祉。保育と福祉。それからファッションデザイン。これが昔からの伝統のある家庭科の被服、和服、そういうところになっておりますし、商業科のほうも今三つのコースに分けて、ビジネス進学ライセンスコースとか、ビジネス就職ライセンスコースとか、システム情報コースとかいうコースにしておりますし、普通科のほうも、普通科の中でもスポーツコースを入れたりとかいうことで、今九つのコースを立ち上げてやっているということで、それとあと進学にも大分特化したようなカリキュラム等に変更しております。

当時と比べると進学される生徒も増えているということによろしいですか。

そうですね、はい。

補習とかクラブというのは、今は盛んにされているんですか。

そうですね、活発にやっております。

あと、さつきちよつとおっしゃいましたけれども、当時は女子校ですよね。今はどうなっていますか。

今は男女共学です。平成12年から男女共学になっております。

この学校の名称が神戸第一高等学校に変わった後ですけれども、法人が先ほどの第一組合と団体交渉を行ったことはありますか。

ありません。

第一組合から学校に対して団体交渉を申し入れたことはありますか。

申し入れをしたこともありませんし、団体交渉をしたこともありません。

少しまた話変わりますけれども、神戸第一高等学校第二教職員組合というものをご存じですか。

できてるということは知っています。

今、第二組合というふうに呼びますけども、この第二組合がいつできたかご存じですか。

平成30年の3月頃だと思います。ということで聞いております。

この第二組合と法人の間で団体交渉が行われたかどうかがご存じですか。

団体交渉は行われたことはないと思います。

第二組合の執行役員であった職員の方と法人側で協議が行われていたことは知っていますか。

協議が行われたかどうかは分かりませんが、私もその後ちょっと同席した件もありますので、その件も含めて話合いが行われてたということは知っております。

あなたが同席したという話ですけども、それはいつのことですか。

平成30年の3月20日だと思います。

どのような経緯であなたは同席することになったのでしょうか。

第二組合の執行委員長の■■■■教諭が理事長室を訪れていろいろ話をされてたようなんですが、私が職員室にいたところ、理事長が職員室に来られて、すぐにちょっと理事長室へ来てほしいということで呼ばれました。

■■■■教諭から法人に対して団体交渉申入れがあったんですか。

いや、ありません。

あなたが同席したときですけども、どのような場面に自分は立ち会うことになったというふうに思っていましたか。

私が理事長室に入ったときに、テーブルの上に1枚の用紙が置いてありました。理事長が、こういうものを持ってきたんだということで、私がそのときに初めて確認をしたということです。

甲2号証を示します。

(甲第2号証示す)

今用紙が置いてあったというのは、この甲2号証のことですか。

はい、そうです。

この用紙を見られて、あなたはどういうことだというふうに認識されたのでしょうか。

いろいろ労働条件等あるので、■■■■教諭が思うところをこの用紙に書いて理事長にいろいろ話をしたんだなというふうには思いました。

この用紙を見て、あなたは第二組合が学校と、あるいは法人と団体交渉しているんだなというふうに受け取られたんですか。



たり、学校側の考えを言ったりとかいうことはしたんですけども、なかなか即答したりとか、適切にやっぱり答えを出すということは難しい状況ですので、そういうこともあって、理事長も即答できないということで、この後は事務局長と話を詰めてくれと。この用紙についてはもう見ましたよと。事務局長との話合いの許可をしますというような意味で、理事長の私印であるこの印鑑を押されたというふうに思っております。

学校として協定書記載の内容を了解したという趣旨で判こを押したものではない。

そういうことではありません。

この印鑑は私印ということですけども、理事長がこの印鑑を使うのは通常どのような場面だったんですか。

学校内部の例えば決裁書類なり、そういう内部の回ってくる書類で、公のものでないときに使っております。

学校として正式に対外的な契約をするような場面では使うことはない。

ありません。

そういった使われ方をする印鑑だということは、学校の教職員の方はご存じですか。

全員知っています。

ちなみに、その協定書には一番下に組合のところにも印鑑が押してあります。この印鑑はその場で押されたんでしょうか。

いえ、その場では押してないと思います。後で押したんじゃないかなと。

後で押したかどうか、あなたは何かご存じのことはありますか。

私が最後これ押してたときを見てますので、ここに押してあるこのコピーを見ると、後で押したというのは、これは分かると思います。

当日、小路教諭は組合の印鑑をお持ちだったんでしょうか。

これは持ってはいないと思います。後でちょっと聞いたんですけども、後でつくったということで、後から押したというふうに思います。

その3月20日の頃の立ち会われた以降に第二組合と法人で団体交渉が行われたかどうか知っていますか。

私ははっきりと分かりませんが、何回か事務局長と話をしたのではないかなというレベルしか分かりません。

それは学校から、あるいは組合から団体交渉の申入れというのはあったんでしょうか。



いや、ありません。

事実上の話合いという……

そうですね、話合いということです。

乙28号証を示します。

(乙第28号証を示す)

これも同じく協定書というタイトルの書面ですけども、この書面は何か分かりますか。

ちょっと私ははっきり分らないですね。この交渉のとき私は全然直接関わってませんので。多分事務局長との話合いの中で出された書類だと思います。

この乙28号証の協定書というものは判がどちらも押してませんね。これはどのように保管されてたんでしょうか。

だからこれは組合側と法人側、学校側と話がうまくいってないということで押されてないというふうに思います。

これは先ほどの3月20日のときの書面より後につくられたものですね。

そうだと思います。

現在、第二組合と法人の間で団体交渉は行われていますか。

いえ、行われたことはありません。

その後、第二組合と法人で何らかの協議というのはされていますか。

全くありません。第二組合が存在するのか活動してるのか、それさえもちょっと分からない状況です。

もし仮にの話ですけども、現時点で第一組合あるいは第二組合から団体交渉の申入れがあったとすれば、学校としては、学校の中で団体交渉を行うことになりますか。

いえ、学校の中で行うことはできないというふうに考えます。

平成10年より以前は学校の中で団体交渉されたようですけども、今はできないと考える理由はどのようなものですか。

やはり平成12年以降カリキュラムも大きく変わっております。学校の中で補習なり部活動で残ってる生徒も非常に多くありますし、やはり生徒や保護者の意識、それからやっぱり職員の体制を考えると、やはり学校でやることは難しいというふうに思っております。また、そのことを生徒が見聞きするということで生徒なり学校に対する不信感なり不安を与える、やはり学校に対して、学校としても募集に関することとか経営にもやっぱりマイナスの材料は、やっぱりこれはゼロではないと

いうことを考えれば、やはり学校でやることは難しいというふうに考えます。  
平成10年以前に第一組合がされていた職員室奥の会議室で今行うことはできないんですか。

やはりそこが一番無理な状況で、職員にも聞こえますし、その奥の会議室は、本校いろいろ、学習室の数が非常に少ないので、職員室からも近いというところで、そこで補習というか個人の指導、学習の指導をしたりとか生徒指導をしたりとか、時には保護者を呼んでとか、やはり一番身近で、職員室から一番近い場所で、やはり生徒が遅くまで残る、そういう場所として今活用しておりますので、やはりそこが一番難しい、できないと思います。

あと生徒への影響という話をされましたけども、平成10年以前と現在では生徒の意識とか生徒に与える影響というのは変わっていると思いますか。

大きく変わっていると思います。

具体的にはどのようなことが変わっているんでしょうか。

やはり生徒の、やっぱり多種多様な生徒が非常に多い。やっぱり精神的に不安を持ってる生徒もいますし、やっぱり精神的にも若い生徒も非常に多いです。やっぱりそういう生徒が、特にカウンセリングで残ってる生徒も非常にいますし、やはり学校の中でそういう見られない人が学校の中にいる、また何かそういう声が聞こえてくる、何か奥で会議室が使えなくて話をしてる、その辺から職員のほうからも伝わるかもしれませんし、やっぱり見聞きすることもあります。そういうことを考えれば、学校としてはやっぱりそういうことは避けなければいけないというふうには思います。

以上です。

以 上